

# 知的財産侵害品の個人輸入と 税関の水際取締り

会員・弁護士 飯田 圭



## 要 約

令和3年改正商標法及び意匠法並びに令和4年改正関税法の施行を契機に、知的財産法上の知的財産侵害が成立しないと解されることが多かった模倣品等の個人輸入について、輸入品の模倣対策としてベストプラクティスとされる税関の水際取締り等において、同各改正法は勿論、他の知的財産法の解釈適用の在り方としても、越境電子商取引を利用した海外事業者からの国際郵便・国際宅配便等による直送の場合に、従前とは大きく異なる実務運用が行われ得ようになる。この点を踏まえ、弁護士・弁理士等の実務家においては、個別具体的な事案において、権利者又は輸入者・海外事業者等に対し、的確にアドバイス等していくことが求められる。

## 目次

1. はじめに
2. 税関による知的財産侵害物品の水際取締り制度の特徴
3. 模倣品等の個人輸入の規制の強化の必要性
4. 模倣品等の個人輸入の規制の強化の法的問題の所在
5. 解釈論での対応
6. 立法論での対応
7. 各改正法の解釈適用の在り方
8. 残された課題とその解決の方向性
9. おわりに

経緯等を踏まえつつ、各改正法の解釈適用の在り方と残された課題の解決の方向性について検討するものである。

## 2. 税関による知的財産侵害物品の水際取締り制度の特徴

まず、関税法は、麻薬・児童ポルノ等<sup>(6)</sup>とともに、所定の知的財産侵害物品<sup>(7)</sup>を輸出入してはならない貨物と規定し、税関による水際取締りの対象とする。このように、税関の水際取締り制度は、元来、行政による禁制品の対物的な水際取締り制度という歴史的・沿革的な特徴を有する。そして、かかる税関の水際取締り制度の対象に所定の知的財産侵害物品を含める考え方については、知的財産法により関税法上の罰則と同程度の罰則で知的財産侵害品の輸出入が禁止されていること<sup>(8)</sup>等が指摘される<sup>(9)</sup>とともに、知的財産法に基づき権利者が輸出入者に対し知的財産侵害品の輸出入差止請求権を有すること<sup>(10)</sup>が指摘されている<sup>(11)</sup>。そして、かかる税関による知的財産侵害物品の水際取締り制度は、特に、模倣品の輸入差止・抑止効果の実効性、手続きの簡易迅速性、低廉な費用等の点から、海外からの模倣品の流入に対する国内での模倣対策としてのベストプラクティスと評価されている<sup>(12)</sup>。

## 3. 模倣品等の個人輸入の規制の強化の必要性

(1) そして、従来より、外国、特に近隣の模倣大国で

## 1. はじめに

令和3年商標法及び意匠法改正<sup>(1)</sup>により、「増大する個人使用目的の模倣品輸入に対応し、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害として位置付ける」こととされた<sup>(2)</sup>。また、令和4年関税法改正<sup>(3)</sup>により、「改正商標法及び意匠法の施行に合わせ、海外事業者から国内の事業性のない者に宛てて郵送等で持ち込まれた模倣品（商標権等侵害物品）を関税法の『輸入してはならない貨物』として規定するとともに、事業性のない輸入者に対する罰則の除外及び侵害物品の認定手続に係る所要の規定を整備」することとされた<sup>(4)</sup>。

本稿は、各改正法の施行<sup>(5)</sup>に先立ち、税関による知的財産侵害物品の水際取締り制度の特徴、模倣品等の個人輸入の規制の強化の法的問題の所在、各法改正の

ある中国<sup>(13)</sup>から日本国内へ<sup>(14)</sup>、バッグ類・衣類・靴類・携帯電話・その付属品・時計類等の様々な種類<sup>(15)</sup>の商標権・意匠権等の侵害品<sup>(16)</sup>、特に模倣品が、大量に輸入され、日本国内に流入している。

(2) かかる模倣品は、例えば令和元年の税関での「輸入差止めが多い物品」に係る下記各写真のように、商標権・意匠権等を侵害するものであることは勿論、真正商品及びその登録商標又は意匠等に依拠して取えて同一又は酷似の商品に同一又は酷似の商標又は意匠等を用いたものであり、標識法の目的（商標法1条等参照）からも、創作法の目的（意匠法1条等参照）からも、凡そ知的財産法上の保護に値しない。

(3) 反面、かかる模倣品の輸入・国内流入により、従来より、様々な種類の真正商品を販売する多数の日本の企業が、日本国内の市場において、長年にわたり、当該商品の販売機会の喪失、ブランド・企業イメージ

の棄損等の多大な被害を蒙っている<sup>(17)</sup>。

のみならず、かかる模倣品には、例えば令和元年の「税関で輸入を差し止めた侵害物品の例」に係る下記各写真のように、医薬品・サングラス・送風機・トレーニング機器等、日本の消費者の健康や安全を脅かす危険性があるものも多く含まれる。また、模倣品の売上が犯罪組織や国際テログループの資金源となることもある<sup>(18)</sup>。

(4) そして、かかる模倣品の輸入につき、「業として」行われることが意匠権侵害行為の要件である（意匠法第23条（意匠権の効力））ことは勿論、商標権侵害行為の要件でもあると解される<sup>(19)</sup>こととの関係において、特に、近年、巧妙化により、輸入業者による個人輸入の仮装<sup>(20)</sup>や個人輸入代行の仮装<sup>(21)</sup>が横行している。このような仮装事案は、輸入業者による商標権・意匠権等の侵害とされ得べきものではあるものの、そ



(出典) 財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（令和2年3月6日）7頁



(出典) 財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」（令和2年3月6日）9頁

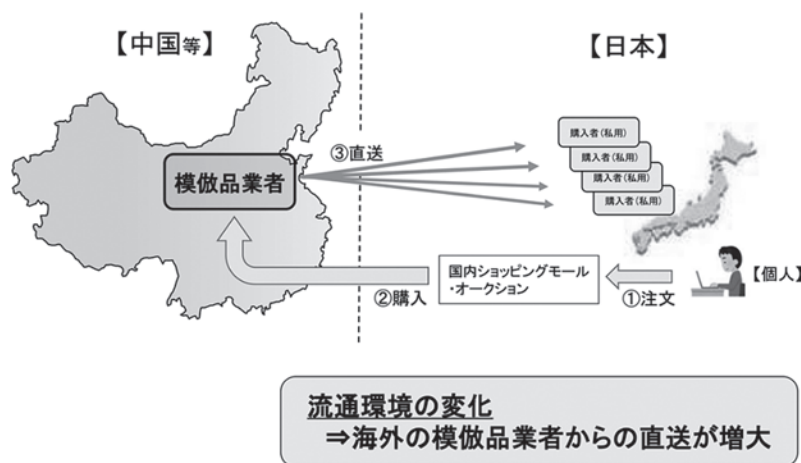
の性質上、一般に、精密な審理判断による裁判所の侵害訴訟での紛争解決には馴染み易い一方、本来対物的かつ簡易迅速な税関の水際取締りには馴染み難いことが多い。

(5) また、かかる模倣品の輸入につき、特に、近年、海外旅行の一般化に伴い、手荷物・携行品としての国内持込みによる個人輸入が増加してきた。かかる個人輸入も、「業として」行われる場合には、商標権・意匠権等侵害を構成する<sup>(22)</sup>ところ、税関においては、模倣品の水際取締りの強化のため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸入者及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき「業として」かどうか等を判断する一方、認定手続を執る前に輸入者から任意放棄の申し出があった場合は、この限りでないとする（関税法基本通達 69 の 11-6 (2)）結果、実務運用上、旅客携帯品の任意放棄

が、多数実施されてきた<sup>(23)</sup>。

(6) 他方、かかる模倣品の輸入につき、特に、近年、越境電子商取引の進展に伴い、下記各図表のとおり、インターネットや国際小口貨物郵便を利用した中国等からの（業者介在型）個人輸入が顕著に増加している<sup>(24)</sup>。かかる（業者介在型）個人輸入には、個人が汚染率の高い中国等の通販サイトやオークションサイトを直接利用するもの<sup>(25)</sup>や、日本国内の通販サイトやオークションサイトの出店者や出品者が、個人から注文を受けて、汚染率の高い中国等の通販サイトやオークションサイトを利用したり、中国等の模倣業者を利用したりするもの<sup>(26)</sup>がある。

かかるインターネットや国際小口貨物郵便を利用した中国等からの（業者介在型）個人輸入も、「業として」行われる場合には、商標権・意匠権等侵害を構成するものの、国際小口貨物郵便での個人輸入の態様に



(出典) 財務省関税局「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」(令和2年11月6日) 8頁

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	前年比	上段:件数
							下段:点数
郵便物	27,378	24,305	28,340	22,563	21,091	93.5%	88.1%
	481,584	293,664	220,406	522,129	180,503	34.6%	17.7%
一般貨物	1,896	1,729	2,287	3,442	2,843	82.6%	11.9%
	208,037	329,001	286,344	407,546	838,377	205.7%	82.3%
合計	29,274	26,034	30,627	26,005	23,934	92.0%	100.0%
	689,621	622,665	506,750	929,675	1,018,880	109.6%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

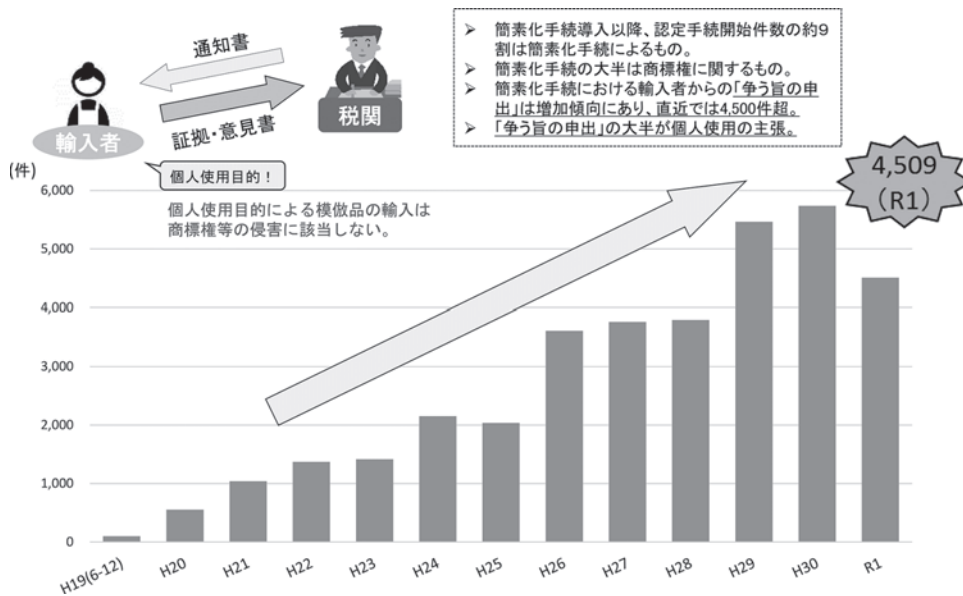
(出典) 財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」(令和2年3月6日) 20頁

よることが多いため、本来対物的かつ簡易迅速な税関の水際取締りの実効性が十分に発揮されないことが多い<sup>(27)</sup>。かかる状況を受けて、また、インターネット上で税関に提出する意見書の書き方がテンプレートとともに紹介される状況<sup>(28)</sup>も相俟って、特に、近年、下記図表のとおり、税関の認定手続において、個人使用を主張して争う旨の輸入者の申出が顕著に増加している。

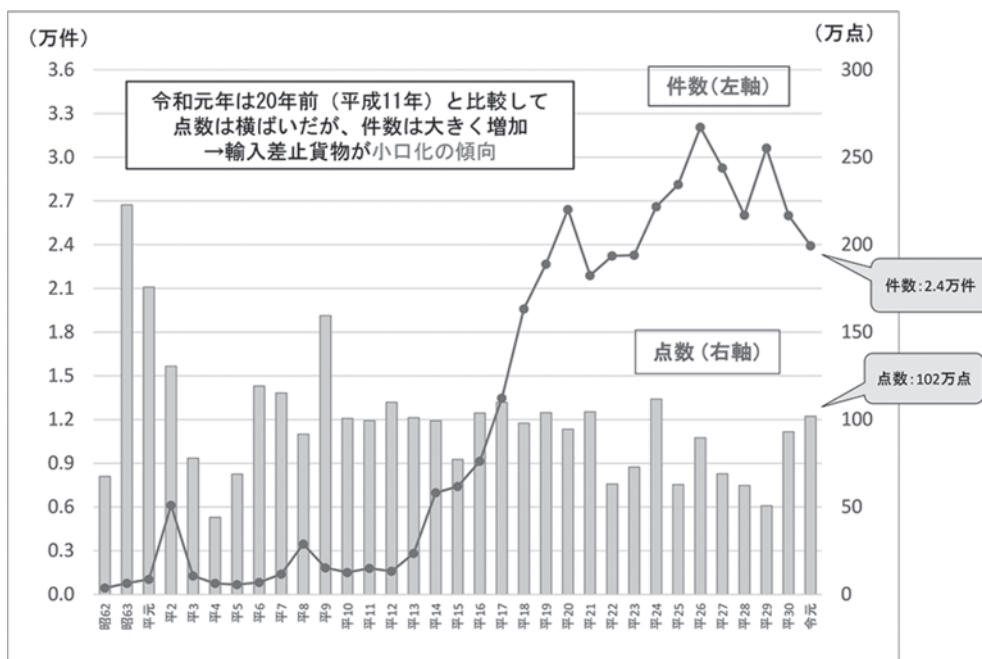
(7) その結果、特に、輸入品の模倣対策として一般にベストプラクティスとされる税関の水際取締りにおいて、下記図表のとおり、輸入差止件数は、増加ないし高止まり傾向にある反面、輸入差止点数は、相対的に

減少傾向となり、その実効性の低下が懸念されるに至った。

(8) かかる状況の下、財務省及び経済産業省における短期の施策の方向性として、知的財産推進計画 2019 及び 2020 において、「越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について（引き続き）検討する」旨が提言された<sup>(29)</sup>。



(出典) 財務省関税局「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」(令和2年11月6日)9頁



(出典) 財務省関税局「税関における知的財産侵害物品の水際取締りについて」(令和2年11月6日)6頁

#### 4. 模倣品等の個人輸入の規制の強化の法的問題の所在

(1) そして、上記提言に基づき模倣品等の個人輸入の規制を強化するための具体的な対応の方向性を検討するに当たり、まず法的に最も問題となる点は、知的財産法上も、また、2に述べた税関の水際取締り制度の対象に所定の知的財産侵害物品を含める考え方によれば、関税法上も、そもそも、当該輸入により知的財産法上の知的財産侵害が成立する否かである。

(2) すなわち、2(4)に述べたとおり、「業として」行われることが意匠権侵害の要件であることは勿論、商標権侵害の要件でもあると解されるように、一般に知的財産法上の知的財産侵害の成立には「業として」要件が必要とされる<sup>(30)</sup>。

(3) 他方、従来、学説及び実務上、個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体は、在內個人と解されることが多かった。

この点、知的財産法上の輸入の意義について、①外国にあった貨物を領海・領空内に搬入することをいうと解する見解（領海・領空説）や②外国にあった貨物を国内に搬入することをいい、その既遂時は本邦への陸揚げ・荷揚げ時である解する見解（陸揚げ・荷揚げ説）もある<sup>(31)</sup>ものの、③関税法上の輸入の定義規定（外国から本邦に到着した貨物等を本邦に引き取ること（関税法第2条第1項第1号））と同様に、外国から本邦に到着した貨物等を本邦に搬入することをいい<sup>(32)</sup>、単に保税地域内にある貨物は輸入物とは解すべきではない<sup>(33)</sup>とする見解（通関説）が多数であった。かかる通関説によると、知的財産法上の輸入行為の主体は、在外者ではなく、在內者と解され、それ故、個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体は、在內個人と解されることになる。

(4) そうであるとすると、そもそも、個人輸入により知的財産法上の知的財産侵害が成立しない、という問題が生ずることになるのである<sup>(34)</sup>。

#### 5. 解釈論での対応

(1) 知的財産法上の侵害行為における「業として」要件について

そして、4に述べた個人輸入の問題について、解釈論での具体的な対応を検討すると、まず、知的財産法上の知的財産侵害の成立に「業として」要件を不要とする解釈論は、4(2)に述べたとおり、極めて限定的

にしか採用し難いと考えられる。また、「業として」要件を必要としつつ、その立証責任を権利者ではなく、輸入者が負担するものと解釈することは、商標法上は、注19に述べたところから、商標の使用に関する請求原因説ではなく、抗弁説<sup>(35)</sup>と同様の解釈により、可能とも考えられるものの、少なくとも他の知的財産法上は、注19及び29に述べたところから、一般に、採用し難いと考えられる。

(2) 個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体について

つぎに、4(3)に述べた知的財産法上の輸入の意義について、通関説ではなく、例えば陸揚げ・荷揚げ説によりつつ<sup>(36)</sup>、個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体について、陸揚げ・荷揚げ行為の主体を対象物品の所有権の帰属・引渡しの有無・危険負担等から認定判断するものとするのが考えられる。かかる解釈による場合、例えば国際郵便によるときは、万国郵便条約第5条第1項が「郵便物は…権利者に配達される時まで差出人に所属する」と規定し、また、国際郵便約款第6条が「外国宛て郵便物は…受取人に配達される時まで差出人に帰属します。外国来郵便物も同様です」と規定することから、国際郵便の陸揚げ・荷揚げ行為の主体は、在內受取人ではなく、在外差出人と解され得る。これにより、ひいては、海外事業者からの国際小口貨物郵便による個人輸入における知的財産法上の輸入行為の主体は、在內受取人である個人ではなく、在外差出人である事業者と解され得ることになる<sup>(37)</sup>。

もっとも、この点、特に侵害事件における、また、特に国内の者が個人である場合における、知的財産法上の輸入行為の主体に関する司法解釈の如何は、必ずしも明らかではない。すなわち、裁判例上、商標登録の不使用取消審判に係る審決の取消訴訟において、国内の事業者による輸入行為をもって、海外の事業者による「輸入」（商標法第2条第3項第2号）に該当すると判断したものがある<sup>(38)</sup>。他方、商標登録の不使用取消審判に係る審決の取消訴訟において、海外の事業者が国内の個人消費者へ海外から商品を販売・発送した場合、国内の個人消費者の「輸入」（同号）に該当しても、海外の事業者による国内における「譲渡」（同号）には該当しないと判断したものがある<sup>(39)</sup>。

## 6. 立法論での対応

(1) そして、4に述べた個人輸入の問題について、5に述べたとおり解釈論での具体的な対応の可否が必ずしも明らかではない状況の下、立法論での具体的な対応として、令和3年2月、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会において、「海外の事業者を侵害主体として、海外の事業者が国内の者に模倣品を直接送付する場合について、日本国内に到達する時点以降を捉えて<sup>(40)</sup>、新たに商標権侵害行為と位置づける方向で検討する<sup>(41)</sup>ことが適当である。…当面は、商標法及び意匠法について、上記の検討を進めることが適当である」旨が提言された<sup>(42)</sup>。

(2) そして、かかる提言を受けて、令和3年商標法及び意匠法改正<sup>(43)</sup>により、商標法上、「この法律において」、「輸入」する行為には、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」が「含まれる」とされ<sup>(44)</sup>、また、意匠法上、「この法律で」、「輸入」する行為は、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」を「含む。以下同じ」とされた<sup>(45)</sup>。

(3) そして、かかる改正を受けて、さらに、令和3年7月、財務省、経済産業省及び文部科学省の短期又は中期の施策の方向性として、知的財産推進計画2021において、「商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う」旨が提言された<sup>(46)</sup>。

(4) そして、かかる提言を受けて、令和3年12月、関税・外国為替等審議会において、①「改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品について、税関における水際取締りの対象とするため、関税法の『輸入してはならない貨物』として規定するとともに、認定手続の対象とすることが適当である」、②「その際、商標法等においては、商標権等を侵害する物品を輸入した事業性のない者については罰則の対象とされていないことを踏まえ、関税法上においても、改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を輸入した事業性のない者は、罰則の対象としないこととすることが適当である」及

び③「あわせて、制度の実効性及び輸入者利益の確保を可能とする観点から、認定手続一般において、認定手続が執られた貨物を輸入しようとする者が、当該貨物が商標権等の知的財産権を侵害する物品及び形態模倣品等の不正競争防止法に違反する物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう、規定を整備することが適当である」旨が提言された<sup>(47)</sup>。

(5) そして、かかる提言を受けて、令和4年関税法改正<sup>(48)</sup>により、①「外国から日本国内にある（非事業者）…に宛てて発送した貨物のうち、…外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為…に係る」「意匠権又は商標権を侵害する物品」が「輸入してはならない貨物」として規定され、認定手続の対象とされ<sup>(49)</sup>、②事業性のない輸入者は関税法上の罰則の対象としないこととされ<sup>(50)</sup>、また、③税関長は、非侵害を主張する「輸入者」に対し、その旨を証する「政令所定の書類」の「提出を求めることができる」とされた<sup>(51)</sup>。

## 7. 各改正法の解釈適用の在り方

(1) はじめに

以上に述べた税関による知的財産侵害物品の水際取締り制度の特徴、模倣品等の個人輸入の規制の強化の法的問題の所在、各法改正の経緯等を踏まえつつ、各改正法の解釈適用の在り方を検討すると、以下のとおりである。

(2) 「輸入（者）」の意義

すなわち、まず、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」に関する「輸入（者）」の意義について、令和3年改正商標法及び意匠法上は、「外国にある者」とされる（商標法第2条第7項及び意匠法第2条第2項第1号）のに対し、令和4年改正関税法上は、依然として、在内地とされる（関税法第2条第1項第1号）。その結果、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」に係る「輸入」の差止めについて、裁判所の侵害訴訟においては、商標法及び意匠法上の法律関係の責任主体である「外国にある者」が正当な当事者とされるのに対し、税関の認定手続においては、同責任主体ではない在内地者が同法律関係について正当な当事者とされることになる<sup>(52)</sup>。

(3) 「侵害」「物」ひいては「侵害する物品」の範囲

つぎに、商標法及び意匠法上の「侵害」「物」ひいては関税法上の「侵害する物品」の範囲については、2に述べた税関による知的財産侵害物品の水際取締り制度の特徴、6に述べた各法改正の経緯等にかかわらず、専用権侵害品（商標法第25条）その他の模倣品に限られず、それ以外の排他権侵害品（商標法第37条第1号）一般及び直接侵害品（意匠法第23条）一般を広く含むのみならず、前記「この法律において」<sup>(53)</sup>及び「この法律で」「以下同じ」<sup>(54)</sup>との各規定文言から、それ以外の擬制侵害品（商標法第37条第3、4、7及び8号並びに意匠法第38条第1、2、4、5、7及び8号各イ所定の「輸入」参照）をも含むものと解される<sup>(55)</sup>。

#### (4) 「外国から日本国内に」「他人をして持ち込ませる行為」の意義

さらに、「外国から日本国内に」の意義については、4(3)、5(2)及び7(2)に述べたところに加えて、6(2)に述べたとおり、令和3年改正商標法及び意匠法の規定文言上、「輸入」に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」が「含（まれる）」ものとされ、さらに、同規定文言が「明確化」のための「解釈規定」と説明される<sup>(56)</sup>ことからすれば、少なくとも通関説に基づくものではなく、領海・領空説又は陸揚げ・荷揚げ説に基づくものである<sup>(57)</sup>と解するのが相当である。よって、商標法及び意匠法上、通関前の保税地域への陸揚げ・荷揚げにより「外国から日本国内に」他人をして持ち込ませる行為すなわち「輸入」が肯認され得るものと解される<sup>(58)</sup>。

また、「他人をして持ち込ませる行為」の意義については、所管官庁である特許庁の説明によれば、「外国にある者が、郵送等により、商品等を国内に持ち込む行為を商標法及び意匠法における『輸入』行為に含むものと規定することにより、当該行為が事業者により権原なく行われた場合に規制対象となることを明確化することとした」ものであり、「配送業者等の第三者の行為を利用して外国から日本国内に持ち込む行為（例えば、外国の事業者が、通販サイトで受注した商品を購入者に届けるため、郵送等により日本国内に持ち込む場合が該当する。）をいう」ものとされる<sup>(59)</sup>。この点、かかる説明からも、また、前段落及び5(2)に述べたところからも、国際郵便による場合が含まれるとともに、これに限られないことが明らかであり、例えば、運送約款に基づく荷送人との運送状での運送

契約により航空運送事業者にて荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドアの運送を行う国際宅配便<sup>(60)</sup>による場合も、荷送人が航空運送事業者を自己の手足・道具として利用して持ち込ませるものとして、一般に含まれるものと解される。さらに、他の運送手段による場合でも、例えば国際商業会議所（International Chamber of Commerce（ICC））のインコタームズ（Incoterms）2020<sup>(61)</sup>の仕向地持込渡し（Delivered at Place（DAP））、荷下込持込渡し（Delivered at Place Unloaded（DPU））又は関税込持込渡し（Delivered Duty Paid（DDP））によるとき等には、なお、売主・買主間の引渡し及び危険負担の観点から、売主が同運送手段を自己の手足・道具として利用して持ち込ませるものとして、含まれるものと解され得よう。他方、手荷物・携行品としての国内持込みによる個人輸入について、「積極的に日本国内に持込み行為をさせることまでは要求されず、日本国内への持込みを容認している場合には、『他人をして持ち込ませる』行為である」と評価する余地がある」とする見解<sup>(62)</sup>や「事案によっては、販売者の日本市場ないし日本在住者への販売に係る意識、購入者の行動についての認識、購入者側の認識等を勘案して、…認めることができる場合もある」とする見解<sup>(63)</sup>があるものの、かかる個人が実際には海外事業者の運び屋である場合<sup>(64)</sup>は格別、そうでない場合には、かかる個人を海外事業者が自己の手足・道具として利用して持ち込ませるものとは認め難く、それ故、「他人をして持ち込ませる行為」には含まれ難いものと考えられる。

#### (5) 「外国にある者（の）行為」に係る「業として」要件の立証責任

そして、令和3年改正商標法及び意匠法上、「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」も、2(4)に述べたところと同様に、「業として」行われることが意匠権侵害の要件であることは勿論、商標権侵害の要件でもあると解されるところ、かかる「外国にある者（の）行為」に係る「業として」要件の立証責任も、5(1)に述べたところと同様に、商標法上は別異に解する余地があるものの、少なくとも意匠法上は、輸入者である「外国にある者」ではなく、権利者が負担するものと考えられる。そして、6(5)に述べたとおり、令和4年改正関税法上、税関長は、認定手続において、「外国にある者（の）行為」が「業として」要件を充足しない旨を主張する

輸入者である在內個人に対し、その旨を証する「政令所定の書類」の「提出を求めることができる」とされたものの、かかる「提出を求めることができる」とは同立証責任を法律上転換までしたものではないと解される<sup>(65)</sup>。

#### (6) 「政令所定の書類」(関税法 69 条の 12 第 4 項) の具体的な内容

そうすると、税関長が認定手続において輸入者である在內個人に対し提出を求めることができる「外国にある者(の)行為」が「業として」要件を充足しない旨の主張を証する「政令所定の書類」の具体的な内容の如何が、求められた提出が十分に行われな場合を生ずる効果の如何とも関連して、実務運用上、重要な問題になるものと考えられる。

この点、各改正法において措置されたインターネットや国際小口貨物郵便を利用した中国等からの個人輸入の典型的な事案において、「外国にある者(の)行為」が「業として」要件を充足しないことを証する資料としては、例えば B to C サイトではなく C to C サイトでの譲受けを裏付ける資料及び譲渡人 C が非事業者であることを裏付ける資料が想定されよう。他方、かかる事案において、かかる資料の提出が求められたにもかかわらず、かかる提出が十分に行われなかった場合には、そのこと自体により、又は少なくともこの点に関する権利者の反対証拠提出及び意見陳述(関税法第 69 条の 12 第 1 項)をも併せれば、「外国にある者(の)行為」が「業として」行われたことを事実上推認することが肯定されよう。

かかる意味において、「輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類」、「輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類」、「疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類」、「輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類」等が、政令<sup>(66)</sup>により「所定の書類」と規定されたことは相当であろう。

## 8. 残された課題とその解決の方向性

### (1) はじめに

最後に、以上を踏まえつつ、さらに残された課題とその解決の方向性とを検討すると、以下のとおりである。

### (2) 令和 3 年改正商標法及び意匠法並びに令和 4 年改正関税法

すなわち、まず、令和 3 年改正商標法及び意匠法並びに令和 4 年改正関税法については、今後、海外事業者による個人の仮装<sup>(67)</sup>により、少なくとも実質的には、海外事業者の輸入行為が存在し得、商標権及び意匠権侵害が成立し得るものの、本来対物的かつ簡易迅速な税関の水際取締り手続には必ずしも適合的ではない場合が多くなることが考えられる。この点、模倣品の国際郵便等に係る認定手続において、税関長は、在外差出人名が個人名であっても、なお、当該在外差出人の行為が「業として」要件を充足しない旨を主張する輸入者である在內個人に対し、その旨を証する書類の提出を求めるようにし、海外事業者による仮装が判明した事案に係る個人名等のリストを作成・活用することが考えられる。また、権利者においては、認定手続を通じて税関から海外事業者による個人の仮装に係る情報を得た<sup>(68)</sup>うえで、必要に応じて、海外事業者に対し、より精密な審理判断が可能な裁判所において、侵害訴訟を行うことが考えられる。

また、今後、特に国際郵便や国際宅配便以外の運送手段による場合に、海外事業者において、例えば殊更に ICC インコタームズ 2020<sup>(69)</sup>の工場渡し(Ex Works (EXW))、運送人渡し(Free Carrier (FCA))、輸送費込み(Carriage Paid To (CPT))又は輸送費保険料込み(Carriage and Insurance Paid To (CIP))による等の巧妙化により、売主・買主間の引渡し及び危険負担の観点から、売主が同運送手段を自己の手足・道具として利用して持ち込ませるものと認め難く、それ故、「他人をして持ち込ませる行為」には含まれ難い場合が多くなることも考えられる<sup>(70)</sup>。この点、権利者においては、税関の認定手続を通じて買主である在內個人による業としての輸入の成否を確認しつつ、必要に応じて、海外事業者との関係において、海外の税関で輸出差止め手続を行い、また、海外の裁判所で侵害訴訟を行うことが考えられる。

### (3) 特許法

つぎに、特許法については、インターネットや国際小口貨物郵便を利用した海外からの個人輸入の事案として、これまで、例えば海外の日本向けオンラインファーマシー<sup>(71)</sup>により海外の非権利者製の特許医薬品が販売され、直送・個人輸入されること等が、主に「健康被害などの危険性」の観点から、問題とされて



きた<sup>(72)</sup>。ここで、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会においては、「特許法及び実用新案法に関する同旨の改正の必要性については、特許法等の解釈にかかる判例・学説の進展や今後の税関における特許権侵害品及び実用新案権侵害品の差止状況等を注視した上で、引き続き議論を深めていくことが適当である」旨が提言され<sup>(73)</sup>、知的財産推進計画 2022 においては、「他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う」こととされた<sup>(74)</sup>。この点、7 (4) に述べたとおり、令和 3 年改正商標法及び意匠法の規定文言上、「輸入」に「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」が「含（まれる）」ものとされ、さらに、同規定文言が「明確化」のための「解釈規定」と説明されることからすれば、5 (2) に述べたように、海外事業者からの国際小口貨物郵便による個人輸入における特許法第 2 条第 3 項第 1 号等所定の「輸入」行為の主体を、在內受取人である個人ではなく、在外差出人である事業者と解釈することは、未改正の特許法の下でも、より一層可能になるものと考えられる。よって、権利者においては、まずは同解釈に基づき、税関で輸入差止め申立てを行い、また、必要に応じて裁判所で侵害訴訟を行うことが考えられる。

#### (4) 著作権法

さらに、著作権法については、インターネット上の海賊版サイト等での国境を越えた侵害コンテンツの配信・流通が主な課題ではあるものの、なお、インターネットや国際小口貨物郵便を利用した海外からの個人輸入の事案としても、例えばいわゆるレトロゲームの海賊版を収録した中国等の外国製のハード機器が中国等の海外のショッピングサイト等において販売され、直送・個人輸入されること等が、主に推定被害額の大きさの観点から、問題とされている<sup>(75)</sup>。この点、8 (3) に述べたところと同様に、海外事業者からの国際小口貨物郵便による個人輸入における著作権法第 113 条第 1 項第 1 号所定の「頒布」及び「輸入」行為の主体を、在內受取人である個人ではなく、在外差出人である事業者と解釈することは、未改正の著作権法の下でも、より一層可能になるものと考えられる。よって、権利者においては、まずは同解釈に基づき、税関で輸入差止め申立てを行い、また、必要に応じて裁判所で侵害訴訟を行うことが考えられる。

#### (5) 消費者への周知・啓発

また、令和 3 年改正商標法及び意匠法並びに令和 4 年改正関税法の施行により、以上に述べたとおり、税関の認定手続において、輸入者である在內個人が、在外差出人による「業として」要件の充足性について、当事者とされ、争うのであれば証する書類の提出を求められるとともに、所定の知的財産侵害の認定により輸入物品の没収・廃棄という第一的なりスクを負担すべきものとされる事態が増大することが予想される。よって、このような在內個人にて可及的に不測の損害を被らないよう、同施行前後にわたり消費者一般に対し各改正法等の周知・啓発を十分に行うことが望まれる<sup>(76)</sup>。

## 9. おわりに

以上に詳述したとおり、令和 3 年改正商標法及び意匠法並びに令和 4 年改正関税法の施行を契機に、税関による模倣品等の個人輸入の水際取締り等について、従前とは大きく異なる実務運用が行われ得ようになる。この点を踏まえ、弁護士・弁理士等の実務家においては、個別具体的な事案において、権利者又は輸入者・海外事業者等に対し、的確にアドバイス等していくことが求められよう。

以上

#### (注)

- (1) 特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 42 号）  
（成立日：令和 3 年 5 月 14 日，公布日：令和 3 年 5 月 21 日）。
- (2) 経済産業省「特許法等の一部を改正する法律概要」（令和 3 年 5 月 21 日）。
- (3) 関税定率法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 号）  
（成立日：令和 4 年 3 月 25 日，公布日：令和 4 年 3 月 31 日）。
- (4) 財務省「『関税定率法等の一部を改正する法律案』について」（令和 4 年 1 月）。
- (5) 令和 3 年改正商標法及び意匠法は、「公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日」「から施行する」ものとされ（特許法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 4 号）、令和 4 年改正関税法は、令和 3 年改正商標法及び意匠法の「施行の日から施行する」ものとされる（関税定率法等の一部を改正する法律附則第 1 条）ところ、同施行日が特許法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令により令和 4 年 10 月 1 日と定められた。そして、施行後の行為から侵害行為等とされ（特許法等の一部を改正する法律附則第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項）、税関の水際取締りの対象とされる（関税定率法等の一部を改正する法律附則第 3 条及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 4 年政令第 135

- 号) 附則ただし書)。
- (6) 関税法第 69 条の 2 第 1 号, 同第 2 号, 関税法第 69 条の 11 第 1 号, 同第 8 号等。
- (7) より具体的には, 特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権, 著作権, 著作隣接権又は育成者権を侵害する物品 (関税法第 69 条の 2 第 3 号) 及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1, 2, 3, 10, 17 又は 18 号所定の行為を組成する物品 (関税法第 69 条の 2 第 4 号) が, 輸出してはならない貨物とされ, 特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権, 著作権, 著作隣接権, 回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品 (関税法第 69 条の 11 第 9 号及び第 9 号の 2) 及び不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1, 2, 3, 10, 17 又は 18 号所定の行為を組成する物品 (関税法第 69 条の 11 第 10 号) が, 輸入してはならない貨物とされる。
- (8) 特許法第 196 条, 実用新案法第 56 条, 意匠法第 69 条, 商標法第 78 条, 著作権法第 119 条第 2 項, 種苗法第 67 条, 不正競争防止法第 21 条第 2 項等。
- (9) 関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会 財務省関税局「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ座長とりまとめ」(平成 18 年 12 月 15 日)。
- (10) 特許法第 100 条・第 2 条第 3 項, 実用新案法第 27 条・第 2 項第 3 号, 意匠法第 37 条・第 2 条第 2 項, 商標法第 36 条・第 2 条第 3 項, 著作権法第 112 条・第 113 条第 1 項第 1 号, 種苗法第 33 条・第 2 条第 5 項, 不正競争防止法第 3 条・第 2 条第 1 項等。
- (11) 玉井克哉「関税定率法による知的財産権の保護」齊藤博＝牧野利秋編「裁判実務体系 27 知的財産関係訴訟法」(青林書院, 平 9) 644 頁, 古城春実「税関における特許侵害品輸入差止」パテント 63 巻(平 22) 9 号 71 頁, 飯田圭「特許製品や商標商品の並行輸入の限界」パテント 69 巻(平 28) 11 号 66 頁等。
- (12) 飯田圭「企業のブランド戦略と税関の水際取締り制度の活用」ジュリスト 1504 号(平 29) 35 頁。
- (13) 例えば「2019 年度において我が国の産業財産権を保有する法人が受けた模倣被害の状況を模倣品の製造国(地域), 経由国(地域)及び販売提供国(地域)に分けてみると, 製造国が中国(香港を除く。以下同じ。)である法人数(全体推計)は 4,893 法人, 経由国が中国である法人数(全体推計)は 1,357 法人, 販売提供国が中国である法人数(全体推計)は 4,015 法人であり, いずれも中国が最多であった」(特許庁「2020 年度模倣被害実態調査報告書」(2021 年 3 月) 5 頁)とされる。
- (14) 例えば「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」のうち「仕出国(地域)別輸入差止実績」について, 「件数, 点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっています」(件数構成比 82.8%, 点数構成比 58.4%) (財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」(令和 2 年 3 月 6 日) 3 頁)とされる。
- (15) 例えば「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」のうち「品目別輸入差止実績」について, 「件数は, 財布やハンドバッグなどのバッグ類が 9,639 件(構成比 36.8%, 前年比 2.6%増)と最も多く, 次いで衣類が 5,949 件(同 22.7%, 同 2.4%減), 靴類が 1,999 件(同 7.6%, 同 36.9%減), スマートフォンケースなどの携帯電話及び付属品が 1,834 件(同 7.0%, 同 23.1%減)でした」(財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」(令和 2 年 3 月 6 日) 5 頁)とされる。
- (16) 例えば「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」のうち「知的財産別輸入差止実績」について, 「点数についても, 商標権侵害物品が 867,804 点(構成比 85.2%, 前年比 19.9%増)で, 引き続き大半を占め, 次いでイヤホンなどの意匠権侵害物品が 85,684 点(同 8.4%, 同 26.5%減)でした」(財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」(令和 2 年 3 月 6 日) 4 頁)とされる。
- (17) 日本弁理士会平成 30 年度貿易円滑化対策委員会個人輸入対策部会「模倣品の輸入規制のための提言」パテント 72 巻(令元) 9 号 72-73 頁。
- (18) 模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議決定「模倣品・海賊版対策の実施状況及び今後の取組について」(平成 19 年 12 月 3 日) 1 頁。
- (19) 商標法第 25 条(商標権の効力)は, 意匠法第 23 条(意匠権の効力)等と異なり, 「業として」要件を明記していないものの, 商標法第 2 条第 1 項第 1 号が「商標」を「業として…使用する標章」と定義することや, 商標法第 26 条第 1 項第 6 号が, 「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識できる態様により使用されていない商標」を「商標権の効力が及ばない範囲」と規定することから, 一般に, 商標権侵害行為も, 「業として」行われることが要件であるものと解されている。
- (20) 東京地判平成 11 年 3 月 29 日(平 8 (ワ) 24194 号) 最高裁 HP [ELLE 事件], 特許庁「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」(平成 17 年 2 月) 7 頁事例 1 及び 9 頁事例 2。
- (21) 東京地判平成 14 年 3 月 26 日判時 1805 号 140 頁 [パイアグラ錠事件], 特許庁「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」(平成 17 年 2 月) 10 頁事例 3。
- (22) 特許庁「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」(平成 17 年 2 月) 11 頁事例 4。
- (23) 例えば財務省「令和元年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」(令和 2 年 3 月 6 日) 24 頁。
- (24) 例えば「特許庁が実施した『2017 年度模倣被害実態調査』によると, 2016 年度に模倣被害を受けたと回答した我が国企業 478 社のうち, インターネット上での被害について, 202 社が『商標のブランド偽装], 103 社が『意匠のデッドコピー』…の被害を受けたと回答しています。また, 近年, 電子商取引サイトを利用して, B2C (Business to Consumer) 取引で模倣品が販売されるケースのみでなく, …オークションサイトやフリマアプリ等消費者間取引 (C2C=Consumer to Consumer), SNS ツールを利用した模倣品の取引も増加してきております」及び「中国の大手サイトにおける模倣品の率は依然として高い状況にあります。2011 年度に経済産業省が実施した『インターネット上の模倣品流通実態調査」

では、インターネット上で取引されている日本企業の商品の大半が模倣品でした」(政府模倣品・海賊版対策総合窓口「模倣品・海賊版対策の相談業務に関する年次報告」(2018年6月)19-20頁)とされる。

- (25) 特許庁「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」(平成17年2月)13頁事例6。
- (26) 経済産業省模倣品対策室模倣対策専門官・弁護士鷹野亨「インターネット取引における模倣品対策」パテント69巻(平28)11号8頁。
- (27) 経済産業省模倣品対策室模倣対策専門官・弁護士鷹野亨「インターネット取引における模倣品対策」パテント69巻(平28)11号9頁。
- (28) 例えば <https://super-copy-brand.com/post-136/> 等。
- (29) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2019」(2019年6月21日)18頁及び知的財産戦略本部「知的財産推進計画2020～新型コロナ後の『ニュー・ノーマル』に向けた知財戦略～」(2020年5月27日)66頁。
- (30) 他に「業として」要件を明記する特許法第68条(特許権の効力)、実用新案法第16条(実用新案権の効力)、種苗法第20条第1項(育成者権の効力)等。
- また、著作権法第113条第1項第1号は、国内「頒布」目的で輸入時に国内で作成した場合に著作権、著作隣接権等の侵害となるべき行為によって作成された物を輸入する行為を著作権、著作隣接権等の侵害行為とみなすところ、著作権法第2条第1項第19号は、「頒布」を有償・無償を問わず複製物を「公衆に」譲渡又は貸与することと定義することから、実質的に、「業として」行われることが、かかるみなし侵害の要件であると解される。
- さらに、不正競争防止法は事業者間の公正な競争等の確保のために不正競争を防止すること等を目的とする(不正競争防止法第1条)こと並びに不正競争防止法第2条第1項各号の規定文言及び立法趣旨から、同項、特に2に述べたとおり関税法上税関による水際取締りの対象とされ得る第1、2、3又は10号等所定の不正競争行為は、一般に、「業として」行われることが、要件であると解される。但し、同項第17又は18号所定の不正競争行為は、同号の規定文言及び立法趣旨が「コンテンツ提供事業の存立基盤を確保し、コンテンツ提供事業者間の競争秩序を維持する」点にある(経済産業省知的財産政策室「逐条解説不正競争防止法〔第2版〕」117頁)ことから、「業として」行われることは、要件ではないと解され、実際、税関では、ニンテンドースイッチに係る技術的制限手段を回避するSXPro ([https://www.customs.go.jp/mizugiwa\\_search/chiteki/fuseikyoso/4000-1158.htm](https://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/fuseikyoso/4000-1158.htm)) や B-CAS カードに係る技術的制限手段を回避する不正改ざんカード ([https://www.customs.go.jp/mizugiwa\\_search/chiteki/fuseikyoso/1000-1741.htm](https://www.customs.go.jp/mizugiwa_search/chiteki/fuseikyoso/1000-1741.htm)) に対する輸入差止申立てが、個人輸入に係るものをも含めて、受理されている。
- (31) 山本庸幸「要説不正競争防止法〔第4版〕」(発明協会、平18)87頁、小野昌延＝三山峻司著「新・商標法概説〔第2版〕」(青林書院、平25)17頁等。
- (32) 満田重昭＝松尾和子編「注解意匠法」(青林書院、平22)

- 127頁〔斎藤藤二〕、高部真規子「実務詳説商標関係訴訟」(金融財政事情研究会、平27)65頁、小野昌延＝三山峻司編「新・注解商標法〔上巻〕」(青林書院、平28)115頁〔茶園茂樹〕、中山信弘＝小泉直樹編「新・注解特許法〔上巻〕」(青林書院、平29)50頁〔平嶋竜太〕、金井重彦＝鈴木将文＝松嶋隆弘編著「商標法コンメンタール〔新版〕」(勁草書房、令4)29頁〔青木博通〕等。
- (33) 吉藤幸朔著・熊谷健一補訂「特許法概説〔第13版〕」(有斐閣、平10)434頁、中山信弘＝小泉直樹編「新・注解特許法〔上巻〕」(青林書院、平29)50頁〔平嶋竜太〕等。
- (34) かかる個人輸入の問題は、3(4)に述べた輸入業者による個人輸入の仮装や個人輸入代行の仮装の各問題や3(5)及び(6)に述べた個人による業としての輸入の成否の問題とは性質が異なるものであることに留意する必要がある。すなわち、後者の各問題は、少なくとも実質的には、業としての輸入行為が存在し得、知的財産法上の知的財産侵害が成立し得るもの、一般に、精密な審理判断による裁判所の侵害訴訟での紛争解決には格別、本来対物的かつ簡易迅速な税関の水際取締り手続きには必ずしも適合的ではないことが多い、という問題である。
- (35) 高部真規子「実務詳説商標関係訴訟」(金融財政事情研究会、平27)69頁、小野昌延＝三山峻司編「新・注解商標法〔上巻〕」(青林書院、平28)112頁〔茶園茂樹〕、金井重彦＝鈴木将文＝松嶋隆弘編著「商標法コンメンタール〔新版〕」(勁草書房、令4)452-453頁〔西村雅子〕等。
- (36) このように輸入の意義について法目的に応じて関税法上の通関説と異なる陸揚げ・荷揚げ説等の解釈によること自体は十分に可能である(陸揚げ・荷揚げ説を採用した覚せい剤輸入罪(覚せい剤取締法41条)の刑事事件に係る最判昭和58年9月29日刑集37巻7号1110頁及び最判平成13年11月14日刑集55巻6号763頁参照)。
- (37) 日本弁理士会平成30年度貿易円滑化対策委員会個人輸入対策部会「模倣品の輸入規制のための提言」パテント72巻(令元)9号77-78頁。
- (38) 東京高判平成15年7月14日(平14(行ケ)346号)最高裁HP〔G.PATRICK事件〕。
- (39) 知財高判平成18年5月25日(平17(行ケ)10817号)最高裁HP〔WHITE FLOWER事件〕。
- (40) 商標法等の産業財産権法上、外国の販売業者等による外国での販売等の行為を侵害行為とすることは、一般には、商標権等の産業財産権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味する属地主義の原則(最判平成9年7月1日民集51巻6号2299頁〔BBS事件〕)に反し、許され難いと考えられることによる。
- (41) 日本弁理士会より「新たに侵害行為と位置付ける手法については、そのまま関税法上の『輸入してはならない貨物』に対する税関の輸入差止制度の対象とされるよう、輸入行為又はその主体との関係において規定する方向で検討することが適当である」旨のバブコメが提出され、特許庁総務部総務課制度審議室より「御指摘いただいた新たな商標権・意匠権侵害行為と関税法の手續との関係に留意しつつ、実効性のある

- 制度となるよう、関係省庁と連携を図ってまいります」旨が回答された (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=630220004&Mode=1>)。
- (42) 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「ウイズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」(令和3年2月) 10頁。
- (43) 特許法等の一部を改正する法律(令和3年法律第42号)(成立日:令和3年5月14日, 公布日:令和2年5月21日, 施行日:公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日(特許法等の一部を改正する法律附則第1条第4号))。
- (44) 令和3年改正商標法第2条第7項。
- (45) 令和3年改正意匠法第2条第2項第1号。
- (46) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」(2021年7月13日) 56頁。
- (47) 関税・外国為替等審議会「令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」(令和3年12月10日) 別紙4頁。
- (48) 関税定率法等の一部を改正する法律(令和4年法律第5号)(成立日:令和4年3月25日, 公布日:令和4年3月31日, 施行日:改正商標法・意匠法施行日(関税定率法等の一部を改正する法律附則第1条))。
- (49) 令和4年改正関税法第69条の11第9号の2。
- (50) 令和4年改正関税法第109条第2項及び第109条の2第2項。
- (51) 令和4年改正関税法第69条の12第4項。
- (52) 「制度の実効性及び輸入者利益の確保を可能とする観点から」(関税・外国為替等審議会「令和4年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申」(令和3年12月10日) 別紙4頁), 法定の訴訟担当(秋山幹男=伊藤眞=垣内秀介=加藤新太郎=高田裕成=福田剛久=山本和彦著「コンメンタール民事訴訟法I」[第3版])(日本評論社, 令3) 397頁)に類似する法定の認定手続担当として在在者が位置付けられたものと理解することになるうか。
- (53) 令和3年改正商標法第2条第7項。
- (54) 令和3年改正意匠法第2条第2項第1号。
- (55) 特許庁総務部総務課制度審議室「令和3年特許法等の一部改正産業財産権法の解説」(発明推進協会, 令3) 122頁。
- (56) 特許庁総務部総務課制度審議室「令和3年特許法等の一部改正産業財産権法の解説」(発明推進協会, 令3) 121頁。
- (57) 江幡奈歩「新たに商標権侵害行為となる模倣品等の持込みによる輸入について」ジュリ1562号(令3) 75頁は, 陸揚げ・荷揚げ説によるものとする。
- (58) 江幡奈歩「新たに商標権侵害行為となる模倣品等の持込みによる輸入について」ジュリ1562号(令3) 75頁。
- (59) 特許庁総務部総務課制度審議室「令和3年特許法等の一部改正産業財産権法の解説」(発明推進協会, 令3) 121頁。
- (60) 国際宅配便運送約款 (<https://www.mlit.go.jp/common/001320757.pdf>) 参照。
- (61) 国際商業会議所日本委員会「インコタームズ2020」(令元)。
- (62) 江幡奈歩「新たに商標権侵害行為となる模倣品等の持込みによる輸入について」ジュリ1562号(令3) 77頁。
- (63) 金井重彦=鈴木将文=松嶋隆弘編著「商標法コンメンタール」[新版](勁草書房, 令4) 43頁[鈴木将文]。
- (64) かかる場合には, 運び屋自身が業としての輸入者に該当するとともに, かかる運び屋をして持ち込ませる海外事業者も業としての輸入者に該当するものと考えられよう。
- (65) この点, 「令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(新設)」(整理番号:経済産業省-11) ([https://www.mof.go.jp/policy/customs\\_tariff/tariff\\_reform/fy2021/keisan/2021keisan\\_11.pdf](https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/tariff_reform/fy2021/keisan/2021keisan_11.pdf)) においては, 特許庁総務課制度審議室及び財務省関税局業務課より, 「取引の当事者である輸入者に立証責任を負わせる」「立証責任の転換」が要望されたものの, 6(4)及び(5)に述べたとおり, 令和4年改正関税法第69条の12第4項の新設に留まった経緯がある。
- (66) 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和4年政令第135号)第1条第2項(令和3年改正商標法及び意匠法の「施行の日から施行」(同政令附則但書))により改正された関税法施行令第62条の16第2項。
- (67) 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会報告書「ウイズコロナ／ポストコロナ時代における商標制度の在り方について」(令和3年2月) 9頁。
- (68) 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和4年政令第135号)第1条第2項(令和3年改正商標法及び意匠法の「施行の日から施行」(同政令附則但書))により改正された関税法施行令第62条の16第3項。
- (69) 国際商業会議所日本委員会「インコタームズ2020」(令元)。
- (70) 日本弁理士会平成30年度貿易円滑化対策委員会個人輸入対策部会「模倣品の輸入規制のための提言」パテント72巻(令元) 9号78頁。
- (71) 例えば JapanRX (<https://www.japanrx.vu/>), Japan Kusuri.com (<https://www.japankusuri.com/>) 等。
- (72) 厚生労働省ウェブサイト「医薬品等を海外から購入しようとされる方へ」([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/index.html))。
- (73) 産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書「ウイズコロナ／ポストコロナ時代における特許制度の在り方」(令和3年2月) 51頁。
- (74) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2022」(令和4年6月3日) 76頁。
- (75) 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会「ソフトウェアの侵害状況とACCSによる対策」(令和4年2月21日) ([https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/cho-sakuken/kokusai/r03\\_05/pdf/93669801\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/cho-sakuken/kokusai/r03_05/pdf/93669801_03.pdf))。
- (76) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2022」(令和4年6月3日) 76頁。

(原稿受領 2022.5.13)